

## アメリカ制度学派とドイツ歴史学派

——何が両者を分かつのか——

---

佐々野謙治

### はじめに

先に私は制度派経済学——一般にアメリカ制度学派の経済学と呼ばれている——の流れを鳥瞰した（拙稿「制度派経済学の危機(1)」九州産業大学『エコノミスト』第4巻1号、1999年8月、「制度派経済学の危機(2)」同誌、第4巻2号、1999年11月）。それによれば、制度派経済学はドイツ歴史学派の経済学の蹉跌を踏み、「経験主義の罠」(G. M. Hodgson) にはまっている、とさえいえた。やはり制度派経済学は、単なるドイツ歴史学派の経済学の「焼き直し」(大河内一男) にすぎなかつたのか。ともかく今一度、その点の考察・検討に努めたい。そうすることで、制度派経済学——古典・新古典派経済学を批判し、それに代わる新しい経済学の理論の構築を求めて出発したそれ——の復権の道を捲ること、それが小稿の課題である。十把一絡げに「経済学の終り」(飯田経夫) といって済ますわけにはいかない、と考えるからである。

としても、何から始めたらよいのか。まずは、制度派経済学とドイツ歴史学派の経済学との関係についてモンターネル (A. Monternér・ドイツ語圏での「アメリカ制度学派」の経済学の数少ない研究者の一人) が行っている研究を、整理・検討することから始めたい。そうすることで、上述した課題を遂行するための手懸りが得られるのではないか、と思うからである。

## I 序説的考察

### ——モンターネルの研究にそくして

#### 1

ここでその整理・検討を試みるモンターネルの研究は、彼の著作 *Der Institutionalismus als Epoche amerikanischer Geistesgeschichte* (J. C. B. Mohr, Tübingen, 1948) においてなされている。ところで、モンターネルの当著での用語についてである。彼は、制度派（学派）という用語に代えて制度主義という用語を用い、またドイツ歴史学派という用語も国名をはずして用いている。そこで、私の以下の叙述もすべて、それにならって進めたい。なお、モンターネルの当著からの引用についてである。本文中に著者の頭文字と当該頁を、たとえば M, S. 7 のように表記し、訳書（拙訳『制度主義論——アメリカ思想史の一齣』創言社、1983年）の該當頁の表記は割愛する。

さて、制度主義経済学の制度主義経済学たるゆえんは<sup>1)</sup>、いわばその本質は、この経済学が何よりも「制度」の「変化」（ここでの力点は「制度」でなくて「変化」にある）の研究を重視している点にある。そう解しているモンターネルは（M. S.29），この経済学と歴史学派の経済学との関係について<sup>2)</sup>、まず次のようにいう。<sup>3)</sup>「重要なアメリカの経済学者達は、19世紀最後の10年間に、彼らの学問上の教育をヨーロッパ……なかんずくドイツ……で受けた。クラーク（J. B. Clark）やイーリ（CR. T. Ely）がそうである…〈これらの若い人々は、アメリカでの経済学の研究に新しい精神をもたらした。若さに特有の自信と楽観主義から彼らは、古い経済学をほとんど考慮せず、当時のドイツで支配的であった倫理的かつ歴史的な経済学に導かれて、経済学の希望と進歩のメッセージを、彼ら自身の国へもたらせると信じた〉」（M. S.116）と。

こうしてモンターネルは、歴史学派の経済学が制度主義経済学の成立に影響を与えたという。しかしそれは、制度主義経済学の成立・展開に「ポジティブな形態要因」を与えたという意味においてである。ちなみに、制度主義経

済学を成立せしめた「本来の誘因」は制度主義者の古典派経済学への批判・反論にあった、とモンターネルは次のようにいう。「(制度主義経済学を成立せしめた) 本来の誘因は、ネガティブな事実を通して、その結果として出てきた。何よりもまず、古典派経済学への相変わらず根強い反対が、批判者達の集団意識をつくり上げた。この批判者達は、申し立てられた異議、誰よりもまずヴェブレン (T. Veblen) によって申し立てられた過激な異議に基づき、そして一体となるや、直ちに社会経済的公準を公知することで、一つの精神的(思想的) 地位を獲得することになった」(M. SS.39-40) と。

ところで、制度主義経済学は、歴史学派のそれと同様、反古典の経済学として成立した、というにとどまらない。「古典派経済学と対決する際に制度主義者が行った論駁が「歴史学派の人々のそれを思い起させる」というモンターネルは、続けて次のようにいう。もっとも、「歴史学派の人々の論駁——これは古典派の純粹理論の誤謬ともろさを明示しようと試みていない——よりも、制度主義者の論駁の方がより包括的なものであった」という違いはある。しかし、そこにはすぐれて共通するものが存在した。すなわち、「歴史学派と制度主義は本質的な綱領を共有している。〈それらに共通なのは、理論の狭さと不充分さへの批判であり、記述的叙述の要請であり、さらにそれらに共通なのは……すべての経済学的研究を社会福祉という目的に従属させることである〉」と。さらに続けてモンターネルはいう。「もちろんその場合、歴史家の倫理は理念的に、制度主義者のそれは経験的に基礎づけられている」という違いはある。しかし「この種の違いは、歴史学派と制度主義がそこで生じた経済的現実が、時間的にも空間的にも異なっていた、ということに帰せられる」。すなわち「現実と理論のかけ橋をするという課題は、制度主義者にとってが比較にならない程大きかった」(M. SS.117-118) と。

こうして、制度主義経済学と歴史学派の経済学との間にすぐれて共通するもの——その相違点も含めて——があることを確認したモンターネルは、次いで歴史学派の代表的人物ともいえるシュモラー (G. V. Schmoller) を取り上げる。そして、このシュモラーのいうところを整理・検討しつつ<sup>4)</sup>、歴史学派の経済学と制度主義経済学との関係を詳しく考察する。ちなみに、モンターネルはシュムペーター (J. Schumpeter) にならって、シュモラーを「制度主

義の父」とみなしている<sup>5)</sup>。そのゆえんを明らかにする意味においても、さらにモンターネルのいうところを追っていこう。

## 2

さて「シュモラーは、社会制度の不断の推移を充分に確信しており、制度や機関を意識的生活の結晶したものとみなしている」(M. S.118)とモンターネルはいう。続けて彼は、シュモラーが「制度」に関するところに注目し、およそ以下に見るような整理を試みている。

「政治的・法的・経済的制度とは……一定の目的を有する・自律的に発展する・社会生活の秩序」であり、「しばしば百年から千年にも及ぶ世代の人々の行為のための確固とした容器」を成すものである。「所有権、奴隸・農奴制、夫婦・後見関係、市場・貨幣制度、営業の自由等々」が、それである。これらの諸制度の下で問題なのは、「習慣の総体や、道徳、風俗、法規である。これらは、共通の中心点あるいは目的を有しており、自ら関係しあって一つの体系を成し、共通の実践的または理論的形成を経験しており、社会生活に強く根づけられている。」機関とは、これらの「人格的側面」である。たとえば、「夫婦関係とは制度であり、家族はその機関を成す……氏族、家族、社会、企業、国家」、これらはいずれも機関である。文化が高くなれば、こうした機関の数も多くなり、「自然発生的なもの」と並んで「人間が人為的につくったもの」も現れてくる。人は、一連の種々の社会的諸機関の構成員となり、種々の度合——あるものは強くまたあるものは弱く——をもって、これらの機関に属するものとなる。したがって、「ほとんどすべての人々が自らの欲望のかなりの部分を満たし、その大半の義務を果たすのは、個人としてではなく、一定の社会的諸機関の構成員としてである」。であれば、ここに行為する人間の自由と従属という問題が生じてくることになるであろう。<sup>6)</sup>

では、こうした社会的諸機関や制度を従来の学説はどう見てきたのであろうか。重商主義や官房学は、個々人の自由な活動を犠牲にした制度がすべてであるといい、国家や法や国王の意志によって新たに秩序づけ創造するという可能性を過度に評価した。「道徳や法そのものが、ホップスからフリードリッヒ大王に至る一流の思想家達にとっては、国家的秩序づけのための産物である、と解された」。啓蒙主義——これは自由主義へ通じる——が、それと全く逆の立場に立った。かくしてここでは、「個々人の感覚や行動、契約の自由な発動、自由結社、それに自発主義が、国家や国家制度の確固とした持続的な制度とは逆に推奨された」。要するに歴史の傾向は、

S.メイスンが指摘するように、「身分関係から契約関係へ」と進んだ。「昔は、個々人は至るところで確固とした制度によって強制されて自らの関係を秩序づけていたが、後には変わって、自由な契約関係を通じてその関係を秩序づける」ことになった。この制度軽視の自由主義にたいして、近年の社会主義は、またしても制度を過度に評価し、機関を故意に形成しようとしている。この意味において社会主義は、重商主義や監房学と同じなのである。単にそれだけではない。社会主義は、「古くなつた制度の廃止を全体的・持続的な組織を除去することと取り違え、時代遅れの制度の硬直の危険性を過大評価している」。<sup>7)</sup>

機関や制度の本来の使命とは、人間を幸福へ導くものなのである。すなわち、機関や制度の「目的は、ほかならぬ財の生産や生活を促進する合目的なものに対して確固とした形態を与えることであり、また富者——過去の経験を保持し、過失を犯し、絶えず同じ目的を追求する富者——を阻止することである」。したがって完全な社会とは、「国家の健全な心的諸力が制度によって阻止されるのではなく、確固とした組織と個々人の諸力の自由な活動が正しく相互に作用しあい補完しあっている」社会であり、「制度が個人の自由な運動を不必要に阻止せず、その望ましい発展を促進する」社会である。こうした良き制度とは、「主観的に形成されたものではなくて、何百年もの間の経験と英知とが、実践的諸関係の理性的な正しい取扱いに関して見い出してきたもの、その客観的に具体化された方法であり、原則なのである」。とすれば、制度は社会主義者のいうように故意に形成されたり、また自由主義者のいうように全面的に廃止できるものではないということになる。たしかに歴史の発展は、「身分関係から契約関係」へという方向を示してはいるが、「流動的な良き改革」を通して、この契約と並び新しい機関や社会制度が成立していることは、否定できない事実なのである。<sup>8)</sup>

要するに、「制度」(含む「機関」)は国民経済の本質的な構造要因をなす、とシュモラーはいう。なお、「おりおりの経済生活における進歩」は、改善された制度や補完的な機関の形成によってのみ遂げられる」というシュモラーによれば、「制度」は国民経済の変化・発展を引き起こす要因でもあった。すなわち、「制度に沈澱しているのは、偉大な進歩の理念と道徳的・倫理的理念である。およそ歴史の進歩の偉大な時期は……社会制度の改革や新しい機関形成と結びついている。またそれは同様に、たとえば、新協同組合、労働組合、株式会社、工場、労働立法等、種々の組織と結びついている。偉大な人々とは、新しい社会的・政治的・経済的制度をつくり上げた人々であり、偉大な時期とはそうした制度をつくり上げた時期である」。<sup>9)</sup>

そのように解するシュモラーは、かくしてここに、制度の改善や改良を通じての社会・経済の改良や改革を志向した。とすれば、ここにその「制度」の研究が不可欠となるであろう。ともかく、経済学が「制度」の研究をすることの重要性について、シュモラーは次のようにいう。「時代や国が異なった段階にある場合、国民経済学は、なるほど自然的かつ技術的な相違も、つまり人種の相違や資本量の相違も、考慮しなければならないであろう。だが国民経済学は、何よりも制度や機関を比較しなければならないであろう。……機関や制度の研究が社会体の認識にとってもつ意義は、解剖学が肉体のそれに対してもつ意義と同じである。価格の研究と循環の研究に沈み込んでいた旧来の経済学は、社会体の解剖学をもたないで、国民経済的体液生理の研究をしようとしたものである」<sup>10)</sup>と。

このようにシュモラーは、経済学が「制度」を研究することの重要性を指摘する。なお、「制度」を研究することは、それも「歴史的」に研究することは、経済学の一つの進歩である、と彼は次のようにいう。「新国民経済学の偉大な進歩の一つは、それが一方では自然と人間心理との間にある、他方では国民経済的現象と社会的諸現象との間にある、これらの精神的中間項の認識に正しく力点を置いたことにあり、もはや自然や量の関係や心理学的公理からではなく、何よりも国民経済的な諸制度の歴史から論議しようと試みているということにある」<sup>11)</sup>と。かくしてシュモラーは、「制度」の「変化」（制度の発生と変化・発展）を問題にし、その研究を彼の経済学の主題とした。

さて、およそ以上のようにシュモラーのいうところを整理・検討したモンターネルは、転じて次のようにいう。「経済的制度を、国民経済的組織の本質的な構造要因となす、また経済発展の担い手となすシュモラーの解釈から、すでに一見して、そこに制度主義者と見解の一致のあることが明白になる」（M. S.124）と。ここにいう「制度」の研究を両者が最も重視し、何よりもその「変化」を問題とするのである。さらにモンターネルは次のようにいう。その際、制度主義者と同じくシュモラーも「発展史的・社会学的・全体的考察」を、また「生きた持続的な運動と相互作用の認識を、したがってすべてのものはすべてによって条件づけられているという相互関係の認識を」正しいものと見ている（M. S.124），と。

なお、そのようなシュモラーの認識・見解を支えているのが、制度主義者の場合と同様、かのダーウィン (C. Darwin) からスペンサー (H. Spenser) に至る「進化思想」である。この思想がひいては、「制度」の研究を行う際の両者に、等しく「因果発生原理の方法的優先」をもたらすことになった (M. S.125)，とモンターネルはいう。そしてここに彼はヴェブレン——制度主義経済学の「創設者」と一般にみなされている——<sup>12)</sup> から次の立言を引いている。「教授シュモラーの著作の著しい特徴——この点で彼は同じ学派の初期の著作家と区別されるのであるが——は、それが制度の起源、生成、持続そして変化を……ダーウィン的に説明しようと意図していることにある」。<sup>13)</sup>

もはや、モンターネルがシュンペーターにならって、シュモラーを「制度主義の父」とみなすゆえんは、明らかであろう。ともかく、そのシュモラーの「制度」の研究は、単に経済史的なものでもなければ、また旧歴史学派の人々が行ったように、経済発展の法則化を試みるといったものでもなかった。それは、モンターネルによれば、「社会的現実の認識は社会の変化・発展の認識の上に基礎づけられる、というシュモラーの考え方から導き出されたものであった (M. S.126)。社会・経済の改良や改革（社会政策）の提言に際して、シュモラーが「価値判断」を言々するのも、それは決して恣意的にそうするのではなく、こうした考え方（歴史認識）を踏まえてのことであった。しかしここに、制度主義者とシュモラーを区別する決定的な標識がある、とモンターネルはいう。そこで次に、この点をもう少し詳しく見てみよう。

## 3

さて、モンターネルによれば、制度主義者をして「制度」の「変化」の研究に向かわしめたものは、「制度」の「変化」に対応した「社会・経済の改良や改革への志向」であった。この点シュモラーにおいても全く同様であった。しかしその際、シュモラーにおいては、正義の理念が中心となるのに対して、制度主義者においては合目的性という概念が中心になる (M. S.127)，とモンターネルはいう。ところで、シュモラーにとって重要なのは、経済生活における歴史性の認識——これは概して旧歴史学派の影響だといわれるのが、单

なるその継承でないことは、すでにヴェブレンの指摘に見た——と並び、道徳的・倫理的契機の認識であった。各時代の各経済生活には各々道徳的・倫理的な「正義」の理念がある。したがって、経済生活の改良や改革もその理念の要請によってなされる、とシュモラーは考えた。<sup>14)</sup>以下にモンターネルが引用しているシュモラーのいうところは、その点を伝えたものである。

「正義の理念は、あらゆる経済生活において、なかんずく国民経済において大きな役割を演じる。それは、およそ社会生活に対して、それに従って現実がどの程度正義に照応しているかが検討される理念的規範を与える。それは、経済的社会的行為につきものであり、この行為を常に新たな批判に委ねる。すべての交換業務のもとで、すべての支払ローンのもとで、すべての経済制度のもとで、それらが正しいものであるか否かが問われる。この答から感情、判断、意欲が生じ、それが、少なくとも部分的には、慣習法や全国民経済体制の改革的傾向となる。営業の自由、取引の自由、自由な労資契約が正義の名のもとで要求され、この旗のもとでのみ、それらが勝利を得たのだということを、誰が知らないであろうか……正義の理念とは最も強固な理念の一つである」。<sup>15)</sup>

こうして、シュモラーの社会・経済の改良や改革への志向は、現存秩序が「正義」の理念に適しているか否か、ということを中心にしてなされることになる<sup>16)</sup>。しかるに、制度主義者はその改良や改革を「合目的性」という概念を中心に志向する（M. S.127）。かくいうモンターネルによれば、「調和を生むものはすべて合目的であり、この場合の合目的性とは、制度の関係、つまりその相互作用と機能的協同である」（M. SS.131－132）。ゆえに、この「合目的性」とは、すぐれて「実践的」であり、「実際的」な概念である。かくして、この「合目的性」という概念を中心に社会・経済の改良や改革を志向する制度主義者は、かのアメリカプラグマティズム（道具主義）へ落ち込んでいく、とモンターネルは次のようにいう。「制度主義者は……何よりも現実的関心から、社会的諸制度の実証的シェーマを描き、社会的に形成されたものに対する彼らの批判に、全く合目的な改革の意図を結びつける。したがって彼らは、社会的・経済的秩序の合理的な形成の可能性をむぞうさに確信する、周知のアメリカプラグマティズム（道具主義）へ落ち込んでいく」（M. SS.

126-127) と。

もっとも、「合目的性」といえ「正義」といえ、それは相対的なものにすぎないのではないか。実は、それをモンターネルも認めている。以下、この点に関して彼のいうところを追ってみよう。

制度主義者のもとでは「合目的なもの」が「正義」と解されている。しかるに、シュモラーのもとにも合目的志向は存在している。「正義の理念の遂行は、常に引き起こされる現実化の諸行為に照応する合目的性のもとにおいてのみ可能である」(M. S.129) からである。「シュモラーにとっては、正義は理念的・理論的な概念であり、制度主義者にとっては、それは経験的・実践的な概念なのである。シュモラーのいう生活道徳に役立つ倫理的に基礎づけられた合目的性に、制度主義者は、本質的にプラグマティックに規定された生活の実践のために考えられる合目的性という概念を対置する。(善という目的をもつ) 倫理的批判としてのシュモラーの評価とは逆に、制度主義者のそれは、むしろ(効果という目的をもつ) 社会的実践上の効率の査定なのである。……シュモラーのもとでは、正義が絶対的なもの、合目的性が——ことに絶対的倫理的正義を顧慮して——相対的なものとみなされ、制度主義者のもとでは、逆に合目的性が絶対的なもの、正義が——プラグマティックに表象された社会的効果を顧慮して——相対的なものとみなされている」(M. SS.129-130)。

以上要するに、「正義」と「合目的性」という概念は、制度主義者とシュモラーのもとでは、「その意味内容と序列が互いに異なっているだけである」(M. S.130)，とモンターネルはいう。だがしかし、——上に見たような一定の限定つきではあるが——「合目的性」と「正義」という概念が、制度主義者とシュモラーを区別するものとして、充分に役立つとモンターネルは考える。そして彼は次のようにいう。国民経済における「正義」という概念を中心に社会・経済の改良や改革を志向するシュモラーは、結局そこへ科学の問題を越えた「価値判断」を導入してくる。他方、あくまで実践的な「合目的性」という見地から社会・経済の改良や改革を志向する制度主義者は、かのアメリカプラグマティズムへ落ち込んでいく、と。

かくしてモンターネルは次のように結論する。「まさしく価値判断の支持

が、シュモラーの歴史学派を、制度主義者のプラグマティズム（道具主義）からはつきり際立たせる」（M. S.132）と。すなわち、「発生原理をただ方法としてのみなかんずく通用させ、歴史的相対性と倫理的評価にまで説き及ぶ」ことになったシュモラーは、「倫理的公準としての社会政策の要請を科学的に明らかにしうるもの」とみなしした（M. S.125）。しかるに制度主義者は、因果発生原理を事実秩序にとっての基礎だとみなすことに自らの要求を限った」のであり、シュモラーのいう経済諸力がどのように配分されねばならないかということを、科学を越えるものとして問題にしなかつた（M. S.132）。

こうした違いは、実はヴェブレン自身が明白に認識していた、というモンターネルは、ヴェブレンから以下の立言を引いている。

「著者シュモラーが現状の発展に至るまでの制度の生活史に係わっている間は、彼の論議は、科学的——自然科学の近代的精神をもつ人間の間で理解されている意味での科学的——興味の非情な光によって推し進められる。しかし、彼が今日の状況に接近するようになり、現代の制度的変化の中に作用している因果的複合の非情な分析や究明を始めなければならない点に達すると、科学の光はたちまち虹色の色々な光彩に分かれてしまい、近代社会を救うにはいかにあるべきか、何をなすべきか、という問題を論じるようになる。この点になると議論は、現象の発生的解明という性格を失い、便宜性、道徳、良き趣味、保健もしくは宗教といったような基盤の上に発せられる訴えや勧告の性格を帯びるようになる」。<sup>17)</sup>

#### 4

以上、モンターネルが制度主義経済学と歴史学派の経済学との関係について言及しているところを見てきた。そこで以下、若干の検討を試みたい。

制度主義経済学の本質は、モンターネルによれば、この経済学が何よりも「制度」の「変化」の研究を重視しているという点にあった。とすれば、古典派経済学批判をもって生まれたと解されるその制度主義経済学を古典派経済学と区別する標識も、その点に求められたことになるであろう。ゆえに、古典派経済学と制度主義経済学との違いは、両者の「制度」の「変化」につい

ての見解の違い、ひいてはそれを支えた「世界観」や「歴史観」の違いに由来するはずである。しかし、この点についての立ち入った解明を、モンターネルはほとんどしていない。このことが、一方で制度主義経済学を何よりも「反古典」のそれだというモンターネルをして、他方で「制度主義的志向（「制度」の「変化」の研究）は古典派経済学の中にさえ存在した」（M. S.28）といわせたのではないか。もっとも、それは古典派経済学の中では「二義的なものとして軽視された」（M. S.28）とモンターネルはいう。ではなぜ、古典派経済学においては、それが二義的なものとして軽視されたのか。その答をモンターネルに見ることはできない。彼は、制度主義経済学の諸特質に対応させて古典派経済学のそれとの相違を説くのみである。かくしてこの点、モンターネルはきわめて平板な叙述に終始しているといえる。制度主義経済学の本質を「制度」の「変化」を問題にしている点に求めるのであれば、この「制度」の「変化」についての見解をめぐって、古典派経済学との対比もなされるべきではなかったかのか。この点での議論を深化させなかつたことがまた、制度主義経済学と歴史学派の経済学（シュモラーのそれを指す。以下同様）との関係にかなり立ち入ってなされている、モンターネルのその議論にも、一つの限界を生じせしめる原因となっているようと思われる。

モンターネルのいうように、制度主義経済学も歴史学派の経済学も、「制度」の「変化」の解明を何より重視した。しかも、その際に両者が基礎にしていた思想も、等しくダーウィンからスペンサーに至る「進化思想」であったといえよう。だがしかし、この思想の受容の仕方は種々でありうる。<sup>18)</sup> とすれば、それに応じて「制度」の「変化」についての見解も異なってくるはずである。とすればまた、次のようにいえるであろう。この「変化」についての見解の違いは、「制度」の「変化」に改良・改革の政策をもって対応しようとする側の志向や理念に、違いをもたらすはずである、と。こう考えると、制度主義経済学と歴史学派の経済学との違いは、何よりも「制度」の「変化」についての見解をめぐって、問題にされるべきであるとはいえないか。

さて、モンターネルはまず、制度主義経済学と歴史学派の経済学の共通点と相違点を次のように述べていた。両者は反古典の批判の綱領を共有しているのみならず、経済学を社会・経済の改良や改革に奉仕すべきものと解して

いる。もっとも、前者のその改良や改革は「理念的」に、後者のそれは「経験的」に基づけられている。しかし、この種の違いは両者が直面した経済的現実の時間的・空間的な相違に帰せられるものである、と。こう述べた後に、歴史学派の経済学の内容に立ち入った検討を加えたモンターネルは、制度主義経済学と歴史学派経済学がすぐれて共通するもの——しかも制度主義経済学の本質的部分——を共有していることを確認した。続けて彼は、両者の相違も明白にしていた。あくまで「合目的性」という概念を中心に社会・経済の改善や改革を志向した制度主義経済学が、かのプラグマティズムへ落ち込んでいくのに対して、「正義」という概念を中心に志向する歴史学派の経済学は、そこへ「価値判断」を導入してくる。まさしくこの「価値判断の支持の有無」が、両者を究極的に分かつ標識である、と。

そうかもしれない。とすれば、経済的現実の時間的・空間的な相違へ帰された制度主義経済学と歴史学派の経済学との違い、つまり政策の「理念的」基礎づけと「経験的」な基礎づけという違いも、両者を究極的に分かつとモンターネルのいう標識、つまり「価値判断の支持の有無」から生じてきたものといえよう。すなわち、「理念的」基礎づけと「経験的」基礎づけというその違いは、単に経済的現実の時間的・空間的な相違へ帰しうるものとはいえないはずである。また仮に帰しうるものだとすれば、両者を究極的に分かつといわれる「価値判断の支持の有無」という標識も、つまりは、その時間的・空間的な相違へ帰せられうことになるはずである。とすれば、ことさらドイツ歴史学派の経済学に立ち入った検討を加えるには及ばないのではないか。では、その標識つまり「価値判断の支持の有無」は、モンターネルが直接述べていたように、一方があくまで「合目的性」という概念を中心に社会・経済の改良や改革を志向するのに対して、他方が「正義」という概念を中心にその改良や改革を志向したことによる起因するものなのか。そうだとしても、しかしその「正義」と「合目的性」という概念の相違は何に由来するのか。「価値判断の支持の有無」からでは答はからまわりする。少なくとも議論は深まらない。

その概念の違いをもたらしたものこそ、実は制度主義経済学と歴史学派の経済学との「制度」の「変化」——両者の研究主題にほかならない「制度」

の「変化」——についての見解の違いではなかったのか。「制度」の「変化」についての見解の違いは、その変化に諸政策をもって対応しようとする側の理念や志向の違いとなって必ず現れる、と解されるからである。とすれば、その点についての解明が欲しかった。否、制度主義経済学の制度主義経済学たるゆえんを、その本質を「制度」の「変化」を問題にする点に求め、この点を制度主義経済学が歴史学派の経済学と共有しているというのであれば、しかもその上でなお両者を究極的に分かつ標識があるというのであれば、この点でこそ議論を深化させるべきではなかったのか。それをないがしろにしているということが、制度主義経済学と歴史学派の経済学との関係にかなり立ち入った検討を試みて両者の違いを明白にしてはいるが、しかし先に見たように、そのモンターネルの議論が余り説得性をもちうるものとなりえない原因である、とはいえないか。

しかし、はたして「制度」の「変化」についての見解をめぐって、制度主義経済学と歴史学派の経済学との間に、決定的な違いがあるのか。章を改めて見てみたい。

### 〈注〉

1) 制度派経済学とは何かという点については、今だに統一的見解は得られていない。この点について詳しくは、次の参考を乞う。拙著『アメリカ制度学派研究序説——ヴェブレンとミッケル、コモンズ——』創言社、1982年、7—18頁。拙著『制度主義者ミッケル』ナカニシヤ出版、1995年、55—70頁。なお、当小論のこの章は、次に収めている論稿を、新たな課題の下に加筆・修正したものである。上掲拙著『アメリカ制度学派研究序説——ヴェブルンとミッケル、コモンズ——』54—79頁。

2) 以下、アメリカ制度学派とドイツ歴史学派との関係についての立言を二・三拾ってみよう。

「アメリカではヨーロッパの歴史学派に対応するものは、制度学派である」(E. Heiman *History of Economic Doctrines*, Oxford University Press, 1945, P.82)。「リスト (F. Rist) を除いて考えてみても、アメリカには歴史学派の伝統をひくヴェブルン (T. Veblen) があり、さらにコモンズ (J. R. Commons) やミッケル (W. C. Mitchell) などの経済論は、いわゆる制度学派 (Institutionalism) という形で、今日においても、アメリカ各州の大学を中心としながら、現実政策面で大きな影響力をもっていることを忘れてはならない」(大河内一男『経済思想史(二)』勁草書房、昭和30年,

54頁)。「アメリカ制度学派とよばれるものは、古典学派の経済理論に対する関係においてドイツ歴史学派に類するものと考えられる」(氣賀健三、高垣寅次郎編『アメリカ経済学研究』有斐閣、1949年、230頁)。

以上は、アメリカ制度学派をドイツ歴史学派のアメリカ版、あるいはその単なる悪流とみなす理解である、といってよいであろう。こうした理解を批判したものとして注目されるのが、次の論稿である。田中敏弘『アメリカ経済学史研究——新古典派と制度学派を中心に——』晃洋書房、1993年、79—124頁。以下、田中氏が結論として述べているところを引いておこう。

「およそ制度学派を〈歴史学派のアメリカ版〉という形で経済学史上の位置づけを行おうとする方法自体は、根本的に大きな問題をはらんでいると言わねばならない。まず、こうした規定は両学派の体系的な学史分析の上に提出されるのでなければ、それは安易な独断にすぎない。第2に、それはドイツ資本主義とアメリカ資本主義との基本的な独自の特質を一切問わない素朴な断定にすぎない。それは、とくにアメリカにおける社会経済および経済思想史の展開とはまったく無縁なところから出てきたものであり、したがって、制度学派の経済学史的位置づけを誤らせる無内容で安易なレッテル貼りにすぎないと言わざるをえない」(上掲書、115—116頁)。

田中氏とは課題を異にするが、心して私の小稿での作業を進めたい。ちなみに、今また制度派経済学が、いわゆる「進化経済学」という名称でくくられて、無内容なものにされつつあるのではないか。そこから制度派経済学を救い出し、その復権の道を捜すこと、それが目下の私の課題である。

- 3) 以下、「」の中の〈〉はモンターネルの立言ではなく、彼が他の著作から引用したものであることを示す。
- 4) モンターネルによるシュモラーのいうところの整理・検討は、もっぱら次の文献を中心になされている。GrundriB der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre, München und Leipzig, 1920。以下の当著からの引用頁の表記は、モンターネルからの孫引きである。
- 5) 「シュモラーはとりわけ、アメリカにおけるいわゆる〈制度学派〉の父となった」(J. A. Schumpeter, "Gustav V. Schmoller und die Probleme von heute", Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft, Jg. 50, 1926, S.355)。ただし、モンターネルは言及していないが、シュンペーターがシュモラーと結びつけて制度学派の中で高く評価しているのは、ヴェブレンではなくてミッケルである。
- 6) Schmoller, a. a. o., I, 61ff.
- 7) Schmoller, a. a. o., I, 62f.
- 8) Schmoller, a. a. o., I, 63.
- 9) Schmoller, a. a. o., 64.
- 10) Schmoller, ebenda.

- 11) Schmoller, *a. a. o.*, 110.
- 12) モンターネルも、制度主義的志向を明白な形で基礎づけしたのがヴェブレンであるという意味において、彼を制度主義の創設者とみなしている (M, S.44)。
- 13) T. Veblen, "Gustav Schmoller's Economics", *The Place of Sciences in Modern Civilisation and other Essays*, New Brunswick (U.S.A.) and London (U.K.), 1961, P.265.
- 14) シュモラーが社会政策を提示するに至る道筋を、榎原氏は、次のように整理している。「シュモラーは……経済を一つの自然的秩序と解し、これを倫理的彼岸に立つものとすることに反対した。この論理はやがて、経済内における因果律を、一面では自然的な契機の作用に帰することを承認しながら、精神面、道徳的契機の因果作用をも強調する経済学の倫理学派のレゾン・デートルを主張させる根拠となり、ひいては、現在の経済秩序のうちなる矛盾や禍害は自然的因果律によって一義的に規定されたものではなく、不完全な経済秩序の衍生物にすぎないということ、これは国家の政策によって矯正できるものだという社会政策的立場の確立に導く」(榎原巖「シュモラー(二)」『青山経済論集』第7巻第2号, 15 (147) 頁)。
- 15) Schmoller, *a. a. o.*, I, 74.
- 16) ここにシュモラーは「分配上の正義」というスローガンを掲げて、当時のドイツで没落しつつあった中産階級の保護・育成政策として社会政策を提唱した (大河内一男, 上掲書, 144頁を参照)。かかる倫理的色調をおびた社会政策が言々された背後には、その政策主体が純粹な意味での資本主義的民主国家ではなくて、ドイツ資本の進歩に対する封建的・プロイセン的秩序の維持者、つまりドイツ帝国であり、その容体が保護を必要とする弱者であったという、いわゆる「二つの条件」が存在していたのである。こうした「二つの条件」が存在した限りで、シュモラー型の社会政策の提唱も可能であった (大河内一男『独逸社会政策思想史 (II)』青林書院新社, 昭和43年, 268—276頁を参照)。
- 17) T. Veblen, *ob. cit.*, P.269.
- 18) アメリカにおいてさえ、進化思想へ受容の仕方がいかに種々であったかという点については、次の文献に詳しい, R. Hofstadter, 後藤昭次訳『アメリカの社会進化思想』研究社, 昭和48年。